

要望調書を提出される皆様へ

平素は、木津川市農林行政に対しまして、ご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和6年度の有害鳥獣防除施設設置事業の要望がある場合は、下記のことについて確認の上、木津川市農政課に5月10日までに要望調書を提出して下さい。

なお、あくまで事業実施要望の調書ですので、ご期待に添えない場合もありますので予めご了承下さい。

■補助金について

- ・農家2戸以上の方々が共同で有害鳥獣防除施設（電気柵・トタン柵等）設置を行う場合が対象です。
- ・補助金は、予算の範囲内で事業費の40%を上限として申請者に対して配分します。

なお、補助対象となる経費（材料費）の上限単価は、柵の設置1m当たり1,600円までとなります。

※特殊な事情により農家2戸以上が困難の場合は事前に協議願います。

■記入方法については、表面の記入方法を参考にしてください。

■事業スケジュールについて

各代表者のみなさまは、各地区鳥獣対策実行組合（◎班）代表（対象が組合等のため、事業のための1年間のみ）としての扱いとなります。市役所からの事務連絡については、要望調書にご記入いただいている代表者（氏名、住所、電話）にさせていただきます。

- ① 事業実施要望調書の提出をいただいた後、市で書類審査を行った上で6月上旬頃に内定通知を送付させていただきます。その後、代表者から市に対して補助金の交付申請書を提出していただきます。
- ② 交付申請書を受理した後、市で書類審査を行い、不備等がなければ交付決定書を送付させていただきます。
（交付申請書を受理した後、約2週間）
- ③ 補助金の交付決定を受けた後、事業に着手してください。
- ④ 事業完了後、実績報告書、経費の領収書（写し）と防除施設の写真（施工前、施工後の写真各5枚程度、デジタルカメラでのプリント写真でも可）を市に提出してください。
また、補助金の支払いのため代表者の口座番号をお知らせください。
- ⑤ 実績報告書及び請求書を提出いただいた後、代表者の口座に補助金を送金させていただきます。（受理後、約1か月）
（代表者が受益者内の支払調整をしてください）
- ⑥ 上記のスケジュールは、あくまでも予定であり変更になる場合があります。
事業実施要望調書以降の各手続きに係るご案内はその都度、代表者の方にさせていただきます。
事業について何かご不明な点などがあれば、下記担当までお問い合わせください。